

厚生労働省  
東京労働局発表  
令和8年1月30日

担当	東京労働局労働基準部監督課 監督課長 神子沢 啓司 主任監察監督官 梶山 英之 電話：03（3512）1612
----	------------------------------------------------------------------

## 年末・年始 Safe Work 推進強調期間における 建設現場に対する集中指導の実施結果等について

東京労働局（局長 増田嗣郎）は、令和7年度「年末・年始 Safe Work 推進強調期間」の取組の一環として、令和7年12月中旬に、東京都内で施工する建設工事545現場に対して安全衛生を中心とした現場指導を実施しましたので、その結果について公表します。

東京労働局では、建設事業者に対して、安全衛生管理活動の活性化、墜落・転落災害防止対策等について、引き続き周知・指導に取り組んでまいります。

### 【指導結果】

(1) 指導現場数	545現場
(2) 違反があった現場数	283現場 (51.9%)
主な労働安全衛生法違反事項 <違反があった現場数に占める割合>	
元請事業者としての安全衛生管理	207現場 <73.1%>
墜落・転落防止措置	167現場 <59.0%>
型枠支保工の倒壊防止措置	50現場 <17.7%>

### 別添資料

- 建設現場に対する集中指導における法違反の状況

## 1. 建設現場に対する集中指導における法違反の状況

### (1) 違反数及び違反率

違反率は 51.9% であり、違反があった 283 現場の 15.2% に相当する 43 現場に対し、労働安全衛生法第 98 条に基づく作業停止命令及び立入禁止等の行政処分を実施した。

	建 築	土 木	解 体	その他	合 計
指導現場数	432	16	36	61	545
法令違反現場数	235	8	15	25	283
違反率	54.4%	50.0%	41.7%	41.0%	51.9%
作業停止等命令現場数	39	0	2	2	43
法令違反現場数に対する割合	16.6%	0.0%	13.3%	8.0%	15.2%

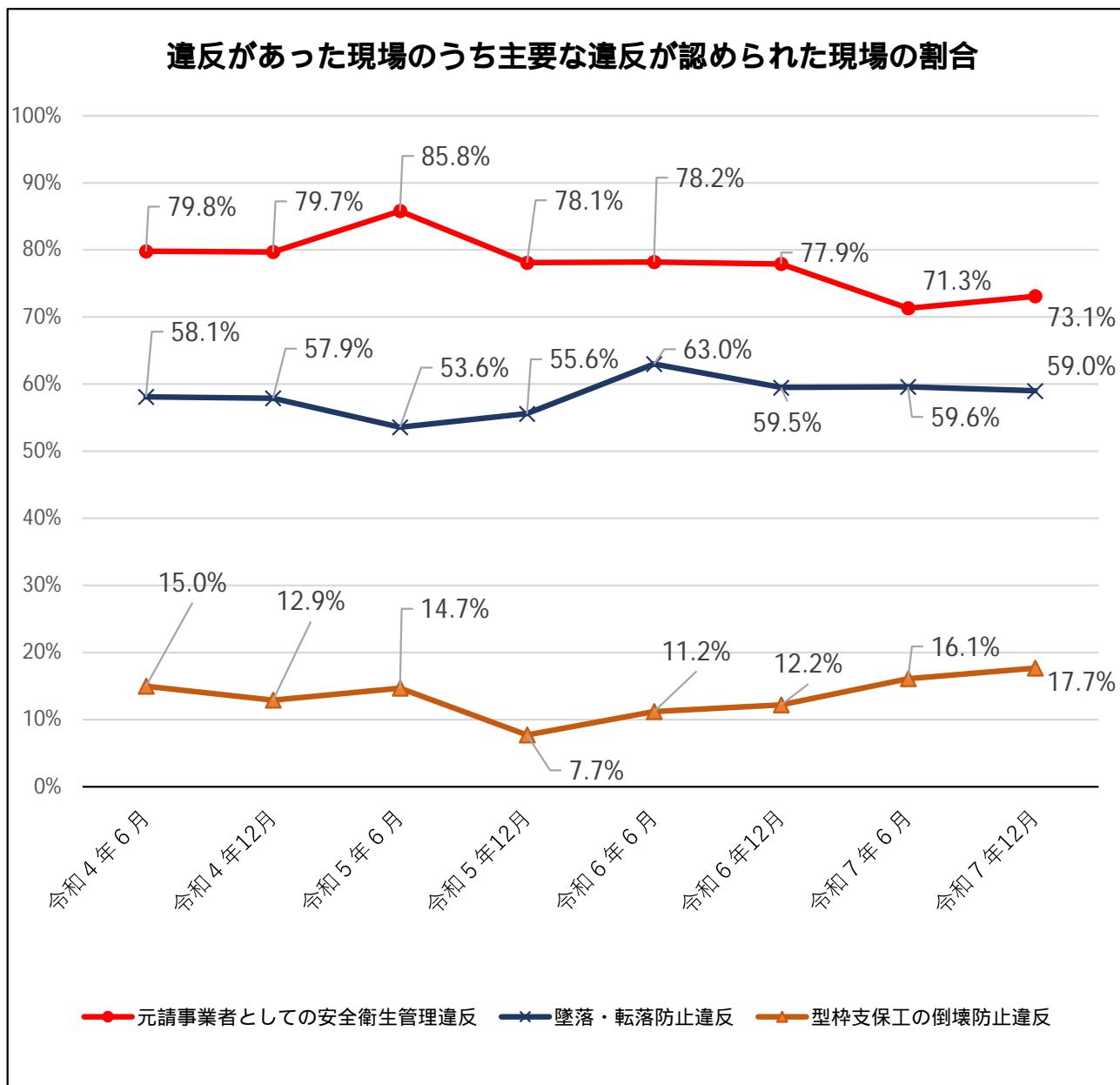
### (2) 違反事項別の違反率（違反現場数（283 現場）に対する違反事項別現場数の割合）

「元請事業者としての安全衛生管理」の違反率が 73.1%（207 現場）重篤な災害につながる「墜落・転落防止措置」の違反率が 59.0%（167 現場）であった。

違反事項	違反現場数	主な内容
【元請事業者としての安全衛生管理】 元請事業者としての災害防止措置 下請事業者に対する指導関係	207 現場 ( 73.1% )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下請事業者に対する法令遵守のための指導の未実施 ( 安衛法第 29 条 )</li> <li>・下請事業者に使用させる設備に対する災害防止措置の未実施 ( 安衛法第 31 条 )</li> </ul>
【墜落・転落】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	167 現場 ( 59.0% ) うち、 ・手すり等が なかった現 場...81 現場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高所作業のための作業床の未設置（安衛則第 518 条）</li> <li>・足場の手すり等の未設置（安衛則第 563 条、第 655 条）</li> <li>・高所の作業床の端・開口部の手すり等の未設置 ( 安衛則第 519 条、第 653 条 )</li> <li>・幅 1 メートル以上の箇所における本足場の未設置（一側足場の設置を含む） ( 安衛則第 561 条の 2 )</li> </ul>
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止関係	50 現場 ( 17.7% )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組立図の未作成（安衛則第 240 条）</li> <li>・支柱の脚部の固定等滑動防止措置の未実施 ( 安衛則第 242 条 )</li> <li>・組立時の立入禁止措置の未実施（安衛則第 245 条）</li> </ul>
【粉じん作業】 粉じんばく露防止関係	18 現場 ( 6.4% )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材の切断等の作業における防じんマスクの不使用 ( 粉じん則第 27 条 )</li> </ul>
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止 関係	16 現場 ( 5.7% )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する建設機械の種類・作業方法等の計画の未作成 ( 安衛則第 155 条 )</li> <li>・運転中の建設機械付近への立入禁止措置の未実施 ( 安衛則第 158 条 )</li> </ul>
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	4 現場 ( 1.4% )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動式クレーンの作業方法の未決定 ( クレーン則第 66 条の 2 )</li> </ul>

「安衛法」…労働安全衛生法、「安衛則」…労働安全衛生規則、「粉じん則」…粉じん障害防止規則、「クレーン則」…クレーン等安全規則

## 集中指導における主要違反事項の違反状況等



	R 4年 6月	R 4年 12月	R 5年 6月	R 5年 12月	R 6年 6月	R 6年 12月	R 7年 6月	R 7年 12月
元請事業者としての安全衛生管理違反	79.8%	79.7%	85.8%	78.1%	78.2%	77.9%	71.3%	73.1%
墜落・転落防止違反	58.1%	57.9%	53.6%	55.6%	63.0%	59.5%	59.6%	59.0%
型枠支保工の倒壊防止違反	15.0%	12.9%	14.7%	7.7%	11.2%	12.2%	16.1%	17.7%
粉じん作業	2.4%	1.7%	4.2%	2.8%	3.7%	3.1%	3.5%	6.4%
建設機械作業の危険防止違反	3.4%	4.6%	4.2%	4.6%	4.2%	4.2%	4.2%	5.7%
クレーン作業危険防止違反	3.0%	3.4%	3.1%	11.7%	3.3%	2.5%	2.1%	1.4%